平成15年度事業計画書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

社団法人 日本玩具協会

. 基本方針

本会は、定款に定める目的の実現を通じて、玩具産業の健全な発展と優れた児童文化財の提供を実現するため諸事業の積極的な推進を図るものであり、国民生活にゆとりと豊かさをもたらし、経済の発展に寄与することとしている。その実行のため、各事業別委員会の活発かつ機動的な活動を行うものであり、各分科会を組織して検討、実施に当たることとしている。昨年度は、新会員制度が発足、定款に基づく正会員206の新加入が承認された。本年度以降の本会の核として力強い事業推進の原動力となることを期待したい。

見本市事業は、昨年度から商談専門の展示会、新「東京おもちゃショー」及び一般公開を目的とした展示会「おもちゃみらい博」の開催を決め、前者は、バイヤーズ委員会が、後者はパブリック委員会の担当により企画運営をすすめ、本年度それぞれ初回の催しとなる。長期にわたり開催してきた「東京おもちゃショー」の経験を生かしつつ現在の状況に相応しい効果的運営を行うことでその成果を期待したい。

玩具安全対策事業では、本年 8 月からの P V C 可塑剤規制にむけ、前年度から玩具安全 基準の改訂をはじめ受検体制の整備を準備してきたが、市場の混乱の無いよう各マーク利 用者をはじめ流通に向け注意を呼びかけたい。

様々な面で国際化が進み、関係国との協調が重要となっており、ICTI、ACTIに参加して安全問題、知的財産権問題をはじめとする諸問題の検討に積極的に取り組むこととしたい。

予てより事業運営の成果が問われてきたIT委員会の担当になるEDI業務は、昨年度多面的に検討を重ねてきたが、現在の状況では事業そのものが行き詰まる可能性が高いとして、事業利用者がもっと自由にEDI業務を軸にした多様な事業展開することで経済的、効率的運営を図ることが必要との判断を行った。つまり、事業利用者主体となって出資する会社を設立し、これを受け皿として当会が行ってきたEDI業務を継続したい、との提案を受け入れ、移行させることとした。

また、本年度から教育、情報事業を充実させることとし、会員所属の従業員研修の実施を発足、さらに会員への様々な玩具関連情報提供を充実させることとしている。

. 事業計画の概要

- 1. 玩具産業に関する資料、統計の作成、情報の収集及び提供
 - (1)諸外国における玩具産業の実態について調査、情報収集を行う。
 - (2) 諸外国における玩具安全対策の実情について情報収集する。
 - (3) 内外の玩具に関する生産、販売、輸出入資料並びに情報を収集するとともに、わ

が国玩具市場のジャンル別規模の資料作成を行う。

- (4) ポータルサイトの充実を図り、当会並びに玩具に関係のある諸情報について会員をはじめ関係方面に周知する。
- (5) その他必要な事業。
- 2. 玩具の貿易振興に関する施策の検討、樹立及びその推進
 - (1) 貿易に関する諸問題への対応に関し検討を行い、必要な作業を行う。
 - (2) 玩具産業国際協議会に参画し、安全問題をはじめ各国の玩具産業が当面する諸問題の検討と、交流を通じ国際間協調に寄与する。
 - (3) 玩具産業アジア委員会に参加し、安全問題、模倣防止問題をはじめ、玩具産業の アジアにおける諸問題の検討と、交流を深め、地域全体の産業の向上に努める。
 - (4) その他関連する事業。
- 3. 玩具産業の総合的振興に関する施策の検討、樹立及びその推進
 - (1) 需要拡大のため、関連業態と協働して諸事業を展開することにより、流通の活性 化をはかる。
 - (2)産業全体の活性化のために、機動的組織のあり方を検討する。
 - (3)会員の事業経営の安定を支援するため、トイ保証、物流、グループ保険等を始めとする共済事業の普及拡大並びに新しい共済制度の開発を推進する。
 - (4) 玩具に関する知的財産権、消費者からの相談に円滑な対応が出来るよう研修を実施する。
 - (5) バリアフリー社会の実現を目指し、共遊玩具事業を推進する。
 - (6) 会員企業の人材養成のための研修事業を充実させる。
 - (7) その他関連する事業。
- 4. 玩具の安全性確保に関する施策の検討、樹立及びその推進
 - (1) 玩具安全マーク事業の質の向上とわかりやすい安全基準の普及拡大を推進する。
 - (2) 安全基準の適正化に向け随時情報を収集し、検討部会に於いて必要な作業を実施する。
 - (3) 安全な玩具の提供はもとより、玩具による万一の事故発生の際被害者救済を確保するため、苦情処理・紛争処理体制のもと賠償責任補償制度を整備、推進する。
 - (4) 前項の苦情処理に関連、消費者と企業間の円滑な紛争処理に資するため、PLセンターを支援する。
 - (5) STマーク付玩具の品質維持のため、市場における製品チェックを実施する。併せて契約企業に対する啓蒙のための説明会を実施する。
 - (6) ICTI、ISO等との基準の整合をはかりつつ、必要とする安全性、表示に関する適正化を推進する。
 - (7) その他関連する事業。

- 5. 玩具の見本市及び展示会等の開催、参加又は斡旋並びに調査
 - (1) 内外玩具の積極的流通を図るため、見本市展示会等の開催を行う。本年度に於いては商談見本市「東京おもちゃショー2003」及び一般公開展示会「おもちゃみらい博」を開催する。
 - (2) 内外見本市情報を収集し、提供するとともに、その参加について随時斡旋する。
 - (3) 内外見本市の実態を調査、内外関係者・団体との交流を深め、本会事業に反映させる。
 - (4) その他関連する事項。
- 6. 玩具に関する内外への広報
 - (1) 当会が収集、作成した資料をはじめ、わが国玩具産業状況等、ホームページでの 公開、報道機関へのパブリシティ、問い合わせへの回答など、多角的な広報活動 を行う。
 - (2) その他必要な事業。
- 7. 玩具に関する意見の表明及び答申
 - (1)業界に関する諸問題について、国会・行政等に対し、業界の意見を効果的に具申 するとともに、諮問に対し答申する。
 - (2) その他必要な事業。
- 8.全各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業
 - (1) 玩具産業人の研鑚意欲増進のため、産業の社会的貢献度どの高いプロジェクトに も光を当て顕彰できる功労者表彰事業を推進する。
 - (2)業界団体の推進する振興事業に協力する。
 - (3) 関連団体との友好、交流を通じ、玩具産業に資する諸施策に反映する。
 - (4) その他必要な事業。